

令和6年度 アフタースクールのご案内

■事業内容

小学校の放課後において、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に「安全・安心な居場所」と「多様な体験・活動の機会」を提供します。

■申込方法・受付期間 -毎年度申込が必要です-

【電子申請】

[令和5年10月16日(月)～11月30日(木)]

「ちば電子申請サービス[千葉市]」

⇒<https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/>

① 利用者登録(初回のみ登録・保護者名でご登録ください) ⇒[メニュー]>[利用者登録]

② 令和6年度 アフタースクール利用申込

- ・手続き名[アフタースクール]>絞り込みで検索する
- ・分類別で探す>子育て・教育>保育・教育・健全育成
- ・五十音で探す>[あ]



-ご注意ください-
子どもルーム(放課後
児童健全育成事業)と
は別の事業です。

【電子申請以外】

<新1年生について>

- ◆ 教育委員会生涯学習振興課に郵送 [令和5年10月16日(月)～11月30日(木) 必着]
- ◆ 兄弟が同時に利用申込する場合は、下記のとおり兄弟の分と一緒に提出することができます。

<新2～6年生について>

令和6年4月からアフタースクールを新規開設する小学校

(あすみが丘・生浜西・椎名・白井・高洲・花島・瑞穂・緑町・横戸・若松小学校)

- ◆ 在学する小学校の学級担任に提出 [令和5年11月6日(月)～9日(木)]
- ◆ 教育委員会生涯学習振興課に郵送 [令和5年10月16日(月)～11月30日(木) 必着]

上記以外の小学校

- ◆ 各小学校アフタースクールのスタッフに提出 [令和5年11月6日(月)～9日(木)]
- ◆ 教育委員会生涯学習振興課へ郵送 [令和5年10月16日(月)～11月30日(木) 必着]

※ 教育委員会生涯学習振興課に郵送で申込される場合、受領証の発送は行いません。
到達確認を希望される場合は、ご自身で追跡ができる簡易書留等をご利用ください。

■問合せ先(郵送先)

千葉市教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課(放課後子ども対策班)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所7階

TEL:043-245-5957 FAX:043-245-5992 E-Mail:houkago@city.chiba.lg.jp

1 対象者・活動内容

アフタースクールの利用対象者及び活動内容は以下の通りです。

区 分	対 象 者	活 動 内 容
昼間の部	原則として実施校に在学する* ¹ 全児童	<ul style="list-style-type: none"> 自由遊び+生活の場 多様な体験・活動の機会となるプログラム*²
夜間の部 (定員あり)	原則として実施校に在学し* ¹ 、就労などにより、保護者が17時以降に家庭にいない児童	<ul style="list-style-type: none"> 自由遊び+生活の場

*¹ 原則としてアフタースクール承認を理由とする学区外通学は出来ません。

ただし、やむを得ない事情がある場合は認められることがありますのでご相談ください。

- ・子どもルームが定員超過により不承認となった場合。
- ・勤務先の立地により、居住学区のアフタースクール、子どもルームでは利用児童の送迎が困難な場合。

*² 多様な体験・活動の機会となるプログラム

プログラムの種類	活 動 内 容	参加費等
体験プログラム (週2回程度)	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民や保護者などの参画も得ながら、多様な体験・活動の機会を提供。 例) 工作・制作、季節行事、昔遊び、英語、運動等 	<ul style="list-style-type: none"> 原則無料 材料費が必要な場合あり
継続プログラム (週1~2回程度)	<ul style="list-style-type: none"> 習い事などに相当する継続的な学びの機会を提供。 例) サッカー、ダンス、体操、かけっこ、英語、プログラミング、科学実験など 	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金とは別に参加費が必要

- ・これらの「プログラム」への参加は任意です。自由に遊んだり、ゆったり過ごしたりすることもできます。
- ・「プログラム」の具体的内容については運営事業者が計画します。具体的な内容は事業者からお知らせします。

2 利用日・利用時間

(1) 利用期間

令和6年4月1日(月)~令和7年3月31日(月)

(2) 利用日・利用時間

区 分	昼間の部	夜間の部	備 考
平日(授業がある日)	授業終了後~17時	17時~19時	短縮授業日含む
平日(授業がない日) 土曜日	8時~17時	17時~19時	学校行事等振替休業日 長期休業日(春・夏・秋・冬休み期間)

- ・夜間の部のご利用は、帰宅時の安全面を考慮し、19時までに保護者などが迎えに来られる方に限ります。
- ・午前中からの開設となる場合は、原則として各自で昼食(弁当)をご準備いただきます。

(3) アフタースクールを実施しない日(休業日)

- ・日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日
- ・12月29日~31日及び1月2日、3日

(4) 気象警報発表等における対応について

- ・午前7時の時点で「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)」の気象警報や避難指示(以下、「気象警報等」)が発令中の場合や、停電・断水等が発生し児童を安全にお預かりできないと判断した場合は、閉所します。ただし、9時・11時の時点で警報が解除された又は停電・断水が復旧した場合には、その後開所します。
- ・開所後に気象警報等が発令された場合は、登所している全児童の保護者などに対してお迎え要請を行った上で、迎えが来るまでの間預かりを実施します。また、学校休業日にあつては、気象警報等発令中は未登所児童の受入れを停止します。なお、開所中に気象警報等が解除された場合は、保護者などの送迎を条件に預かりを実施します。

- ・インフルエンザ等感染性の疾患による学年・学級閉鎖時には該当する学年・学級の児童は利用できません。また、学校閉鎖時は閉所となります。
- ・その他、振替休業日、非常災害、感染症の集団感染、交通機関のストライキなどの理由により、利用日または利用時間を変更する場合があります。



利用承認後 WEB で口座振替登録ができます
登録の際、利用承認通知書に記載の児童番号の入力が必要です

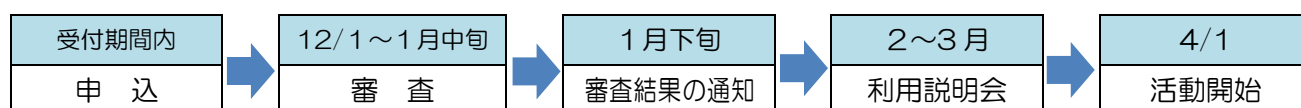
3 利用料金等

料金区分	世帯区分	利用料金（月額）			
		昼間の部			夜間の部*
		7.8月以外	7月	8月	
A	一般世帯	3,500円	4,000円	5,500円	5,000円
B	令和5年度市区町村民税所得割課税額(世帯合算額)が、千葉市を含む政令指定都市の課税世帯にあっては概ね63,300円未満、他の市区町村の課税世帯にあっては47,500円未満の世帯 ※均等割のみ課税世帯含む	1,750円	2,000円	2,750円	2,500円
C	令和5年度市区町村民税非課税世帯 生活保護受給世帯	無料			

- ・利用料金は利用日数に関わらず定額です。
- ・夜間の部まで利用する場合の利用料金は、昼間の部の利用料金と夜間の部の利用料金の合計額となります。
- ・2人以上の児童が利用する場合、最も年下の児童以外の児童については半額となります。ただし、最も年下の児童が休所している月を除きます。
- ・利用料金の納付が著しく困難であると認められる場合、利用料を減額又は免除できることがあります。
- * 夜間の部を利用する場合、利用料金とは別に月額2,000円のおやつ代をいただきます。

4 利用申込 [申込方法及び受付期間は表紙を参照]

申込から活動開始までの流れは以下のとおりです。



(1) 利用承認にあたり

- ・夜間の部については定員を設けており、利用希望者多数の場合は、学年や就労状況などを勘案し選考基準に基づく点数の高い児童から承認します。ただし令和5年度までに定員を超えたことはありません。
- ・申込児童又はその兄弟姉妹について利用料金を滞納している場合は、不承認となります。

(2) 利用開始にあたり

- ・利用方法の詳細につきましては、利用承認後に各事業者よりご案内させていただきます。
- ・各事業者から、児童票などの書類の提出をお願いする場合があります。お子様の安全・安心に過ごせる居場所づくりや緊急連絡を要する際等に必要となりますので、ご協力ください。
- ・2月下旬までに運営事業者から利用者向けの説明会を開催する予定です。

(3) 随時申込について

- ・昼間の部、夜間の部ともに随時申込も受け付けます。受付期間終了後に利用を希望する場合は、**利用開始希望月の前月10日（当日が土日祝日の場合は翌営業日）まで**にお申し込みください。**期限後の提出は次月扱いとなります。**
- ・提出方法は、電子申請、生涯学習振興課へ郵送又はアフタースクールのスタッフへの提出になります。

【提出書類】

提出書類	○：必須 ×：不要 △：対象者のみ	利用区分	昼間の部のみ		昼間の部＋夜間の部 夜間の部開始*	
		料金区分	希望なし (A)	B又はC を希望	希望なし (A)	B又はC を希望
1 利用申込書（様式第1号）			○	○	○	○
2 同意書（様式第2号）			×	○	○	○
3 保護者が17時以降に家庭にいないことを証明するもの			×	×	○	○
4 ひとり親であることを証明するもの			×	△	△	△
5 児童に特別な支援が必要であることの証明となるもの			△	△	△	△
6 小児慢性特定疾病の認定を受けている証明となるもの			△	△	△	△

1 利用申込書（様式第1号）

- ・ 児童1人につき1通提出してください。
- ・ 電子申請の場合は1申請につき児童3人まで同時に申込できます。
* 夜間の部開始について…昼間の部のみ承認後、夜間の部の追加を希望される場合は、「利用申込書（様式第1号）」ではなく「利用変更届（様式第6号）」をご提出ください。

2 同意書（様式第2号）

- ・ 世帯ごとに1通提出してください。
- ・ 該当の確認事項にチェックのうえ、児童と生計を同一にする保護者及び15歳以上の同居人全員の、署名もしくは記名押印が必要です。

3 就労などにより保護者が17時以降に家庭にいないことを証明するもの

- ・ 次ページの【別表】「区分（保護者の状況）」に応じて保護者の方全員分の証明が必要です。
- ・ 児童の保護者が単身赴任等で別居している場合も、その方の証明書が必要です。
- ・ 保育園等、子どもルーム用にご用意いただいたもののコピーでの提出も可能です。*
- ・ 保育園等、子どもルーム用に各区こども家庭課へ提出済の場合は、上記「2 同意書」の提出により省略できます。*
* 令和5年度現況届又は令和6年度入所申込において提出したもの（就労証明書の場合は3か月間以内に発行されたもの）に限ります。

4 ひとり親であることを証明するもの

- ・ 千葉市で児童扶養手当を受給中の方は、上記「2 同意書」の提出により省略できます。
- ・ 千葉市で児童扶養手当を受給していない方は、「2 同意書」と戸籍全部事項証明書等を提出してください。

5 児童に特別な支援が必要であることの証明となるもの

- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し等を提出してください。
- ・ 手帳をお持ちでない方は、診断書・医師が記載した診断名の分かる証明書の写し等を提出してください。

6 小児慢性特定疾病の認定を受けている証明となるもの

- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し等を提出してください。

【別表】就労などにより、保護者が17時以降に家庭にいないことを証明するもの

就労証明書の押印は不要です。なお、就労証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

区 分 (保護者等の状況)		提出書類 ①②とある場合はいずれも提出が必要です。	備 考
会社等により雇用		「就労証明書」(発行から3か月間以内に限る)※不規則勤務の場合は、勤務時間が記載されたシフト表等を添付	前年度提出した方も再度提出が必要です。(勤務先が前回の提出時と同じでも同様)
自営業(経営者含む) 農 業		①「就労証明書」(発行から3か月間以内に限る) ②「自営業を証明するもの」又は「収入を証明するもの」	「自営業を証明するもの」: 営業許可証・開業届などの写し 「収入を証明するもの」: 前年分の確定申告書などの写し
入 院 ・ 通 院		①「診断書」(発行から1年間以内に限る) ②「通院歴がわかるもの(通院の場合のみ)」(発行から1年間以内に限る)	「通院歴がわかるもの」: 診察券、明細書などの写し
障 害 の あ る 方		「身体障害者手帳」、「療育手帳」又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し	※手帳の写しは、顔写真の貼付・氏名・手帳番号・交付年月日・障害等級・障害名の記載がある箇所を提出してください。
看 護 ・ 介 護 等 に あ た っ て い る 方		①「被看護・介護者の診断書」 ②看護・介護などにあまっている旨の「申立書」(様式自由)	「診断書」の代替として、介護保険被保険者証(介護度の記載があるもの)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しでも可能です。(手帳の写しの箇所は、上記※と同様)
学 生		①「在学証明書」又は「学生証」の写し ②「授業日数や時間がわかるもの(時間割などの写し)」	
出 産		「母子手帳の写し」 ※「母子手帳が誰のものかわかるページ(表紙)」及び「出産予定日のわかるページ(妊婦自身の記録欄)」の二つを提出	利用可能期間は、出産予定月をはさんだ前後2か月(計5か月間)です。ただし、多胎妊娠の場合は、出産予定月の前4か月・後2か月(計7か月間)になります。
就 労 予 定 (求職中)	父 母	父母:「承諾書」	就労予定(求職中)の方でも申込は可能ですが、夜間の部の承認期間は3ヶ月になります。
	父母以外	提出不要	

5 注意事項

- ・申請内容に虚偽が認められたときは、利用承認を取り消す場合があります。
- ・利用料金を滞納した場合は、利用の一時停止もしくは利用承認の取消しとなる場合があります。
- ・送迎はありませんので、お子様が一人で歩いて通えるよう、ご自宅からの道順の確認をお願いいたします。
- ・自転車による登所はできません(通学において学校から許可されている場合を除く)。

「アフタースクール利用変更届」より届出ができます
子どもルーム(放課後児童健全育成事業)とは別の事業です



6 利用変更届について

- ・休所、退所、再開、利用区分の変更等を希望される場合は、**前月10日(当日が土日祝日の場合は翌営業日)までに利用変更届の提出**が必要です。**期限後の提出は次月扱い**となります。
- ・提出方法は、電子申請、生涯学習振興課へ郵送又はアフタースクールのスタッフへの提出になります。
- ・休所期間に制限はありませんが、休所や退所の届出がない場合は利用がなくても利用料金をいただきます。
- ・保護者、連絡先、氏、世帯員の変更等、登録内容に変更があった場合、利用変更届の提出をお願いいたします。

7 実施校・定員

区	実施校	所在地	電話番号	夜間定員	事業者
中央区	生浜小学校	浜野町 1335	208-0371	60人	(株)トライグループ
	生浜西小学校	塩田町 316-1	※2	80人	※2
	生浜東小学校	生実町 1928	266-5839	80人	(株)理究キッズ
	大森小学校	大森町 268	268-2851	140人	(株)理究キッズ
	川戸小学校	川戸町 450	208-1700	60人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
花見川区	朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘 2-6-1	276-5354	80人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株) ※3
	柏井小学校	柏井 4-48-1	047-484-3327	40人	(株)理究キッズ
	さつきが丘西小学校	さつきが丘 2-14	258-3013	40人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
	さつきが丘東小学校	さつきが丘 1-7	257-0445	75人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
	長作小学校	長作町 1273	258-3056	60人	(株)理究キッズ
	西小中台小学校	西小中台 3-1	273-5639	40人	(株)トライグループ
	花島小学校	花見川 8-1	※2	40人	※2
	花見川小学校	花見川 4-1	286-2539	60人	(株)理究キッズ
	幕張南小学校	幕張町 3-7718	272-0463	73人	(株)理究キッズ
	瑞穂小学校	瑞穂 1-2	※2	40人	※2
	横戸小学校	横戸町 1005	※2	40人	※2
	稲毛区	あやめ台小学校	園生町 446-1	206-0383	40人
柏台小学校		園生町 588	206-4139	60人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
草野小学校		園生町 1385	285-0012	100人	(株)理究キッズ
千草台小学校		天台 5-11-1	285-2439	100人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
千草台東小学校		作草部町 1298-1	255-0988	60人	(株)トライグループ
都賀小学校		作草部町 938	207-0808	80人	(株)理究キッズ
緑町小学校		緑町 2-13-1	※2	80人	※2
若葉区	大宮小学校	大宮台 7-8-1	265-1303	40人	(株)理究キッズ ※3
	坂月小学校	坂月町 298	236-5550	25人	一般財団法人千葉 YMCA
	更科小学校	更科町 2073 ※1	239-8015 ※1	10人	公益財団法人千葉市教育振興財団
	白井小学校	野呂町 215	※2	40人	※2
	千城台東小学校	千城台東 1-15-1	237-7376	80人	一般財団法人千葉 YMCA
	千城台みらい小学校	千城台東 3-18-1	236-1701	40人	一般財団法人千葉 YMCA ※3
	千城台わかば小学校	千城台北 1-4-1	237-1355	70人	(株)テングーラビングケアサービス ※3
	若松小学校	若松町 360-1	※2	80人	※2
若松台小学校	若松台 2-25-1	232-3771	40人	(株)トライグループ	
緑区	あずみが丘小学校	あずみが丘 6-2	※2	80人	※2
	大木戸小学校	大木戸町 317	205-0200	40人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
	おゆみ野南小学校	おゆみ野南 4-26	293-8866	160人	(株)理究キッズ
	椎名小学校	茂呂町 582	※2	40人	※2
	土気小学校	土気町 1634-2	294-0085	60人	(株)テングーラビングケアサービス
美浜区	稲浜小学校	稲毛海岸 2-3-2	241-6843	40人	(特非)放課後 NPO アフタースクール
	幸町小学校	幸町 2-12-12	238-4339	100人	(株)理究キッズ
	高洲小学校	高洲 2-2-20	※2	80人	※2
	高洲第四小学校	高洲 1-15-1	278-2503	40人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
	高浜海浜小学校	高浜 4-8-2	277-2726	60人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
	高浜第一小学校	高浜 1-4-1	246-6275	40人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)
	真砂第五小学校	真砂 1-12-15	270-2750	40人	シダックス大新東ヒューマンサービス(株) ※3

※1 更科小学校は、更科公民館(若葉区更科町2254-1)にて事業を実施します。

※2 令和6年度(令和6年4月)よりアフタースクールを開設する学校となります。

運営事業者及び電話番号が決まりましたら、当該小学校の保護者には別途ご案内します。

※3 令和5年度(令和6年3月)までの運営事業者です。令和6年度(令和6年4月)からの運営事業者が決まりましたら、当該小学校の保護者には別途ご案内します。